

審査の結果の要旨

氏名 裘 知

論文題目 Comparative Study on Public Housing Provision Model for Low Income Population in Metropolitan Areas between Japan and China

(日本と中国の大都市における低所得者向けの公営住宅供給モデルに関する比較研究)

中国では経済開放政策に伴う経済成長が著しく、それに伴う大量の都市部低所得者向けの住宅不足問題が発生しつつあるが、現在においては抜本的な政策が執られていない。本研究では、中国の今後の住宅政策の在り方の重要な一方策としての公共住宅政策、特に公営住宅政策の可能性を追究するために、日本がこれまで執ってきた公共住宅施策と現在の中国の公共住宅施策を比較することの妥当性を検証した上で、「公共住宅供給システム」、「住宅建設システム」、「都心部における低所得者の定義」の各側面から、日中の公共住宅施策、特に公営住宅施策の特質を対比的に明らかにすることを通して、世界的課題ともなり得る、膨大な中国低所得者向け住宅問題解決策としての公営住宅施策の指針を示そうとしたものである。

第1章では、中国の現状における都市部低所得者層向けの公的住宅供給の実態と特色を各種文献から明らかにし、本論文で取り組むべき課題の社会的背景を分析している。ここでは、本論文の特徴である比較研究のための諸元を明らかにするため、一般住宅政策、貧困者向け住宅政策、住宅保障施策、住宅供給施策といった住宅施策研究の諸側面から、世界主要国を対象とした各種文献調査研究を行っている。これらを踏まえ、本論の目的を日中の公営住宅供給モデルの特質の比較分析を通じた中国公営住宅施策指針の提示に設定したうえで、本論の構成及びテクニカルタームの定義について述べている。

第2章は、第3章、第4章とともに、「比較研究の基礎」という編を構成する章であり、第3、4章に先立ち、世界各国の住宅保障政策を比較研究するための諸元を、各種文献研究と中国及び日本で行った行政組織スタッフに関するインタビュー調査を通して明らかにしている。具体的には、住宅政策、土地政策、経済政策の3側面からの分析を通して、融資制度、民間住宅供給制度、賃貸住宅制御制度、賃貸住宅補助制度、公共住宅制度といった都市貧困層向けの住宅供給社会システムを構成する諸制度にかかわる諸元について、世界主要国における住宅政策の中での、中国の住宅施策の特徴を明らかにしている。

第3章では、中国の住宅政策の比較対象として日本のこれまでの公共住宅政策を対置することの妥当性について論じている。本章においても、各種文献調査と中国及び日本で行った行政組織スタッフに関するインタビュー調査の結果に基づきながら、住宅政策における国の役割、住宅政策推進母体組織のあり方、経済発展の様相、都市化のプロセスの類型といった側面からの分析によって、日本の1970年代と中国の現代とを対置させることの妥当性を立証している。

第4章では、第2、3章の議論をさらに深め、各種文献研究と日中での施策実行者へのヒアリングデータに基づき、中国、日本、そしてアメリカ、イギリスの4か国の公共住宅供給モデルの提示を試みている。

その結果、公共住宅供給なれなく公営住宅政策を観点から日本と中国を比較することの優位性を確認している。

第5章から第7章は、「日中の公営住宅施策比較」という編を構成している。まず第5章では、公共住宅供給に関して、制度的側面からの比較を行っている。具体的に、日本と中国が戦後実施してきた住宅政策変遷のプロセスをたどり、それらの特色を民法体系・法制システム・行政システムとの関連において分析し、日本の住宅政策の特色をヒエラルキー型、中国のそれをインターセクション型と結論付け、ここに日中の住宅政策の特徴を示す新たな観点を提示している。さらに、日本の住宅政策実施過程における中間的機関（Intermediary Agency）に着目し、政策のフィードバック機能を担う重要なファクターとして抽出し、今後の中国の住宅施策における要点の一つとして指摘している。

第6章では、両国の住宅建設における大量建設に関わるフィジカルなシステムに着目し、建築システムにおける諸基準に関わるデータ収集と、建築専門家への聞き取りにより得られたデータにより、具体的な建築生産システムとしての公的住宅建設のあり方を論じている。その結果、日本は、建設における労働力の調整、工業化への研究開発投資といった建設技術的側面が、標準設計などのデザインスタンダードとうまく合致している点が、中国の労働集約的住宅建設と異なっていることを指摘しつつも、デザインスタンダードの実現については、中国独自の開発が必要であることを、具体的ケーススタディによって明らかにしている。

第7章は、公営住宅政策の対象とすべき住宅貧困者の定義について日中の比較を試みた上で、中国における今後の都市部の公営住宅施策の樹立に係る要件を明らかにしている。中国の北京市における筆者独自のアンケート調査およびヒアリング調査を通して得られたデータをもとに、現在の中国の住宅貧困層の居住形態7類型を抽出し、それらの属性分析を細かく行った結果、各類型間の経済的格差が著しいことを明らかにしている。また、これらデータに関する主成分分析により、住宅の質、居住者の能力、居住者の個人資産、居住費、生活費の5つの成分が今後の中国における公営住宅施策にとって、重要なファクターとなることを論証している。

第8章では、各章の結果をまとめたうえで、今後の中国公営住宅施策の計画要点として、住宅政策実行における中間的機関の参加、民間企業の参加による労働集約建設システムからの脱却、中国の戸籍制度を考慮した収入のみによらない居住貧困者基準の明示、が重要であることを明らかにしている。

以上のように本論文において、日本の特定の時期の公営住宅政策が、制度面、建設システム面、施策実行対象の確立面において、現在の中国の都市部低所得者層の住宅問題解決にとって比較検討の対象とすることが有意義であることを論証したうえで、今後の中国公営住宅施策の具体的な要件を綿密な日中制度比較によって抽出することができた。このような綿密な論証プロセスに基づく住宅政策論の提示は、建築計画学、建築生産論の発展に大いなる寄与をなすものである。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。